

日本聖約キリスト教団 決裁規定

2006年 9月 3日 制定

2019年 1月20日 改訂

(目的)

第1条 この規定は決裁手続き並びに関係者の職責を明確にし、業務の円滑な推進をはかることを目的とする。

(起案)

第2条 別に定める職務権限表の案件についての起案は、各起案責任者が行う。

2 起案者は議案書等あるいは、別に定める様式の決裁書を決裁責任者に提出すること。

(1) 起案者の氏名を記入し自署するとともに、申請年月日及び案件名を付す事。

(2) 申請の目的・概要・予算・期待効果等を簡潔明瞭に記入すること。

(3) 必要に応じ計画書、参考資料を添付すること。

(決裁)

第3条 起案案件についての決裁は、別に定める職務権限表に定める決裁責任者が行う。

(起案事項と決裁基準)

第4条 予算内の起案事項については別に定める職務権限表の決裁責任者の決裁でよいが、予算外及び予算内でも予算を超過するおそれのある場合は、責任役員会の承認を必要とする。

(決裁後の変更)

第5条 起案者は決裁された事項について、変更が生じた場合は、速やかに決裁責任者に報告し決裁を受けなければならない。

(制定・改廃)

第6条 この規定は責任役員会の議決を経て、制定または改廃されるものとする。